

給食施設向け

確認しよう！

新しい手引き ができました



健康増進法施行細則・給食施設届出要綱に基づく届出・報告について

沖縄県では令和3年7月に「給食施設等が行う届出・報告書作成の手引き」を作成しました。給食施設が行う届出や報告書の内容、記入方法等を記載しています。

※ 施設の所在地が那覇市の場合は、那覇市保健所管轄となり規則が異なります。

※ 食品衛生法関連に基づく届出等とは異なりますのでご注意ください。

1 厨房がない施設も届出・報告の対象となります。

- ▶ 調理施設（厨房）がない施設であっても、特定かつ多数の人に対して1回50食以上又は1日100食以上を継続的に供給する施設は給食施設に該当します。

1 給食を同一設置者の施設から搬入している場合、利用者の特性が同じであれば、搬入元でまとめて届出・報告します。

- ▶ 同一法人の保育園（本園）で調理した給食を保育園（分園）で提供している場合などが上記に該当します。
- ▶ 搬入元（厨房のある施設）と利用者の特性が異なる場合や栄養管理の実施が異なる場合は、施設ごとに届出・報告をする必要があります。
例：同一法人の病院で調理した給食を介護老人保健施設で提供している場合
- ▶ 利用者の特性は手引きのP.3、上記取り扱いの詳細はP.5～6をご確認ください。

新しい手引き、各届出・報告書の様式は中部保健所のホームページをチェック！

こちらから



- ✓ 給食施設等が行う届出・報告書作成の手引き、Q&A
- ✓ 開始(再開)届、変更届、休止(廃止)届、栄養定期報告書の様式



給食施設が行う届出・報告の内容は以下のとおりです。作成した届出や報告書は施設の所在地を管轄する保健所へ提出してください。

開始（再開）届	1. 給食施設を設置した場合、事業開始日から1カ月以内に提出 2. 休止していた給食施設を再開した場合、再開日から1カ月以内に提出
変更届	以下のような変更があった場合、変更日から1カ月以内に提出 1. 施設の名称 2. 施設の所在地 3. 施設の電話番号 4. 設置者の氏名及び所在地 5. 給食運営方式 6. 施設の種類（施設種別） 7. 定員及び予定給食数 8. 管理栄養士の員数 9. 栄養士の員数 10. 給食施設(厨房)の平面図
休止（廃止）届	1. 給食施設を休止した場合、休止日から1カ月以内に提出 ※届出様式に再開日(予定)を記入し、再開後は再開届を提出する 2. 給食施設を廃止した場合、廃止日から1カ月以内に提出
栄養定期報告書	毎年、6月の給食の状況を翌月の7月31日までに提出 ※7月31日が休日の場合は、その直後の休日でない日までに提出する

📌 今回、給食施設として届出・報告の対象となった施設は「開始届」の提出が必要です。

- ・開始届が必要かどうか判断できない場合は、管轄する保健所にご相談ください。
- ・特定給食施設と給食施設で様式が異なりますのでご注意ください。
 - ▶ **特定給食施設（1回100食以上 又は 1日250食以上 を供給する施設）**
→ 健康増進法施行細則に基づき届出・報告してください。開始届は第2号様式(第4条関係)です。
 - ▶ **給食施設（1回50食以上100食未満 又は 1日100食以上250食未満 を供給する施設）**
→ 給食施設届出要綱に基づく届出・報告してください。開始届は第1号様式(第3条関係)です。

📌 届出や報告書の記入要領は、手引きのP.10以降をご確認ください。

📞 お問い合わせ・ご相談は施設の所在地を管轄する保健所まで ※手引きのP.9参照

北部保健所健康推進班	0980-52-5219	宮古保健所健康推進班	0980-73-5074
中部保健所健康推進班	098-938-9701	八重山保健所健康推進班	0980-82-4891
南部保健所健康推進班	098-889-6591		